



環境にやさしい ライフスタイルへ 循環型社会を目指す3Rの取り組み

私たちが生活をしていく上で、ごみは必ず発生するものですが、廃棄するものを最小限に抑える生活が求められています。

問い合わせ 清掃事業課（西24北4、☎37・2311）

資源は有限

地球上の資源は限られています。消費するばかりでは、いずれ無くなってしまいます。

そうなる前に、ごみそのものを生み出すシステムや暮らし・ライフスタイルを見直さなければなりません。自然界から採取する資源をできるだけ少なくして、それを無駄なく使い、廃棄するものを最小限に抑える、そんな「循環型社会」に変えていくことが今、求められています。

3Rで暮らしを見直す

現在、日本全国で「循環型社会」を目指して3R（スリーアール）の取り組みが進められています。

3Rを浸透させる

市では3Rの取り組みを知ってもらうため、小さな子どもを対象にした「エコエコ紙芝居」、小学

3R+1R

1R

リフューズ(断る) Refuse

- ・マイバックを持参し、レジ袋はもらわない
- ・必要のないものは断る(過剰包装、割り箸、スプーンなど)

2R

リデュース(発生抑制) Reduce

- ・詰め替えのできる製品を選んで買う
- ・料理の作りすぎによる食べ残しをなくす
- ・食材を最後まで使い切る

3R

リユース(再使用) Reuse

- ・修理をして使う
- ・捨てずに必要な人に譲る

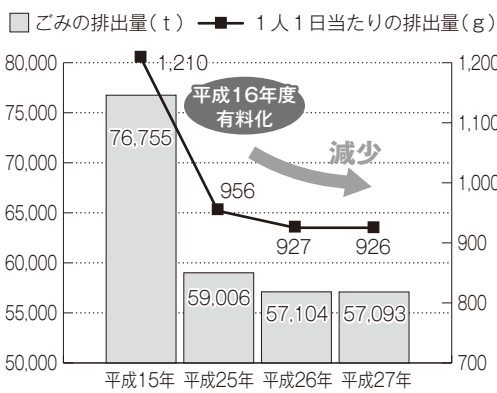
4R

リサイクル(再生利用) Recycle

- ・資源ごみを正しく分別排出する
- ・資源集団回収に参加する

この他、リサイクルされた製品を選んで使うことや、コンポストを利用した生ごみの堆肥化など、できることから取り組みましょう。

表 帯広市のごみ排出量



分別方法などで困ったときは、清掃事業課へ相談ください。



保育所でのエコエコ紙芝居

生を対象にした「環境学習」、大人や事業所を対象にした「ごみ懇談会」などを開催しています。皆さんが集まる場所に出張します。詳細は清掃事業課へお問い合わせください。

ごみ排出量は有料化後最小

平成26年度のごみの排出量は、平成16年度のごみの一部有料化以降最少でした。平成27年度も微減し、2年連続減少しました。1人1日当たりのごみの排出量も2年連続で減少しています。(表)

今後も、ごみの適正処理や減量・資源化の取り組みに、協力をお願いします。

国民年金保険料 免除・猶予制度

平成28年度の受け付けは7月1日から

失業や経済的な理由などで、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の免除・猶予制度があります。

問い合わせ 戸籍住民課国民年金係（市庁舎1階、☎65・4143）、帯広年金事務所（西1南1、☎25・8113）

7月1日(金)から平成28年度の免除・猶予の申請受け付けが始まります。免除や猶予が認められる期間は、翌年6月までです。申請日時点から2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請ができます。

免除制度

免除には「全額免除」と保険料の一部を納付する「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。(表)

全額免除または一部免除の期間は、受給資格期間に算入され、障害年金や遺族年金を受ける際は、納付期間と同じように扱われます。

対象者は、▼本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の人(表) ▼失業または事業を廃止した人 ▼災害により損害を受けた人です。

納付猶予制度

対象者が50歳未満に拡大し、申請して承認されると、保険料を後から納めることができます(平成37年6月までの時限措置)。

これまでの対象者は、20歳以上30歳未満でしたが、7月1日から、対象者が50歳未満に拡大されます。対象者の拡大に伴い、制度の名称が「若年者納付猶予制度」から

表 免除・猶予制度の所得基準と年金額に反映する割合

制度	所得基準 (目安)	受け取る年金額の割合 (全額納めた場合との比較)
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円+22万円	2分の1
3/4免除 (1/4納付)	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など	8分の5
半額免除 (半額納付)	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など	8分の6
1/4免除 (3/4納付)	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など	8分の7
納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円+22万円	追納しないと反映しません (受給資格期間に含まれます)
未納		反映しません (受給資格期間に含まれません)

減額された保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますので注意してください。

追納制度

免除・猶予が承認された期間は、保険料を全額納めたときに比べ、受け取る年金額が少なくなります(表) これを補うために、その期間から10年以内であれば、年金の受給前に限り、保険料を納めることができます。納めると年金額は減少しません。ただし、3年度目以降に納める場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた額が加算されます。

追納を希望する場合は年金事務所まで手続きしてください。

申請に必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②申請に来る人の本人確認ができるもの(免許証、保険証など)
- ③印鑑
- ④平成26年12月31日以降に離職した場合は、離職票、雇用保険受給資格者証、辞令などの書類(過年度分の申請をする場合は、離職した期間が変わります)
- ⑤代理人が申請する場合は委任状